

令和4・5年度 東秩父村入札参加資格審査申請の手引

I 申請書について

(1) 申請書は、黒色ペン（鉛筆不可）での記入、または、入力し印字したものとしてください。
 なお、印字は白黒印刷としてください。

(2) 入札参加資格審査申請書

- ・「受付番号」は記載する必要はありません。（共通）
- ・「新規・更新・追加」はどちらかを丸で囲ってください。（共通）
- ・更新・追加の場合は「前回の受付番号」を記載してください。（共通）
- ・「登記上の本店所在地又は住民登録上の住所」は「主たる営業所の所在地」と異なるときのみ記載してください。（建設工事）
- ・建設工事中「主たる営業所の所在地1」は、主たる営業所の所在地が埼玉県外に所在するときは都道府県名を、埼玉県内に所在するときは、市町村名を記載してください。
 「主たる営業所の所在地2」には「主たる営業所の所在地1」に続く（当該営業所が埼玉県外に所在するときは市区町村名）町名、街区符号、住所番号等を記載してください。（（設計・調査・測量）、（その他）中「本店所在地又は住所1・2」も同様）
- ・「主たる営業所の電話番号」、「主たる営業所のファクシミリ番号」には市外局番、局番、番号を「-（ハイフン）」で区切って左詰めで記載してください。（共通）
- ・「登記上の本店所在地又は住民登録上の住所1」、「登記上の本店所在地又は住民登録上の住所」には「登記上の本店所在地又は住民登録上の住所」が「主たる営業所の所在地」と異なるときのみ、上記の「主たる営業所の所在地」の説明を参考に記載してください。（建設工事）
- ・行政書士が申請代理人である場合は、行政書士記名・押印欄に申請を代理して行う行政書士の記名押印を行い、併せて連絡先を記入してください。なお、欄が狭くて書ききれない場合は欄外に記入してください。（共通）
- ・「申請事務担当者」には行政書士が作成した場合であっても、申請者の事務担当者について記載してください。（共通）
- ・建設業法上の29業種の略号については、下表を参照してください。

略号	業種	略号	業種	略号	業種	略号	業種
土	土木工事業	電	電気工事業	板	板金工事業	通	電気通信工事業
建	建築工事業	管	管工事業	ガ	ガラス工事業	園	造園工事業
大	大工工事業	タ	タイル・れんが・ブロック工事業	塗	塗装工事業	井	さく井工事業
左	左官工事業	鋼	鋼構造物工事業	防	防水工事業	具	建具工事業
と	とび・土工工事業	鉄	鉄筋工事業	内	内装仕上工事業	水	水道施設工事業
石	石工事業	ほ	ほ装工事業	機	機械器具設置工事業	消	消防施設工事業
屋	屋根工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	熱	熱絶縁工事業	清	清掃設備工事業
解	解体工事業						

(3) 委任状（代理人を置く場合のみ）

- ・1業種当たり、複数の代理人を置くことはできません。
- ・「令和__年__月__日から令和__年__月__日まで」の欄には、「令和4年7月1日から令和6年6月30日まで」と記載してください。

(4) 申請書及び委任状の日付は、書類を提出する年月日を記載してください。

(5) 法人の代表者印につきましては、印鑑証明の添付は不要ですが、極力法人印をご使用ください。

II 添付書類について

(1) 添付書類は、全てA4サイズで統一してください。(A4サイズでないものは、全てA4サイズにコピーしてください。)

(2) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

ア 申請日直近の決算日で納期限が到来している1年間分「消費税及び地方消費税」に係る未納の税額がない旨の納税証明書の写しを提出してください。

イ 申告先の税務署が発行する納税証明書様式「その1」若しくは「その3」、「その3の2」、「その3の3」のいずれかの写しを提出してください。納税額の表示の有無は問いませんが、税額表示のある証明書の場合は、未納税額が「0」のものに限ります。

ウ 免税事業者である場合であっても、納税証明書を必ず提出してください。

エ 消費税又は納税証明書については、申告先の税務署へ問い合わせてください。

(3) 商業登記簿謄本の写し(法人事業者のみ)

申請日前3か月以内に発行されたもので、現状を反映しているもの。

(4) 身分証明書の写し(個人事業者のみ)

身分証明書は申請日前3ヶ月以内に本籍地の市区町村が発行し、現状を反映しているもの。

(5) 住民票の写し(個人事業者のみ)

申請日3ヶ月以内に発行されたもので現状を反映しているもの。

(6) 申請日現在有効な建設業の許可通知書の写し又は許可証明書の写し

ア 許可通知書、許可証明書どちらか一方の写しを提出してください。

イ 申請日現在有効なすべての業種について提出してください。

ウ 更新中の場合、次の書類を両方とも提出してください。

①更新前の建設業の許可通知書の写し又は許可証明書の写し

②更新申請書の副本(許可行政庁の受理印のあるもの)の写し

エ 許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、許可行政庁の受理印のある変更届の副本の写しを提出してください。

(7) 申請日現在有効な登録通知書の写し又は登録証明書の写し

ア 設計・調査・測量を申請する場合で、測量業者登録、建築士事務所登録、地質調査業者登録、補償コンサルタント登録、建設コンサルタント登録、不動産鑑定業者登録、計量証明事業者登録の業務がある場合は、登録通知書または、登録証明書どちらか一方の写しを提出して下さい。

イ 申請日現在有効なすべての登録について提出してください。

ウ 更新中の場合、次の書類を両方とも提出してください。

①更新前の登録通知書の写し又は登録証明書の写し

②更新申請書の副本(許可行政庁の受理印のあるもの)の写し

エ 登録通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、許可行政庁の受理印のある変更届の副本の写しを提出してください。

(8) 経営事項審査の総合評定値通知書(「結果通知書」)の写し

ア 審査基準日

- ・申請日現在有効なもの。複数ある場合は、最新のものとなります。

（「結果通知書」の有効期間は、審査基準日から1年7ヶ月です。）

イ 申請中の場合は、次の書類を提出してください。

- ・ 受理印のある経営規模等評価結果通知書・総合評定値請求書の写し

ウ 建設工事について申請する場合、経営事項審査結果通知書の写しについては添付がない事業者にあっても、村長が適当と認めた場合は受理いたします。ただし、格付けは最下位となります。

(9) 役員名簿及び組合員名簿

ア 事業協同組合、協業組合、企業組合等、官公需確保法及び同法施工令に規定する組合のみ提出してください。

イ 申請日現在の名簿を提出してください。

ウ 役員氏名、組合員氏名、その代表者氏名・営業所在地を記載してください。

Ⅲ 申請後の注意事項

1 変更届について

申請後、次に掲げる事項に変更があった場合には、直ちに必要な書類を添えて、入札参加資格者変更届（様式第14号）を提出してください。（随時、郵送可）

区分	変更事項	添付書類
①	商号又は名称（法人） （個人）	商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し 許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し
②	本店・営業所の所在地（法人）	商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し
③	住所・営業所の所在地（個人）	住民票の写し 許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し
④	代表者（法人） 代表者の改名（法人）	商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し
⑤	事業主の改名（個人）	住民票の写し
⑥	本店・主たる営業所の電話・ファクシミリ番号	変更届（様式第14号）のみ
⑦	代理人 代理人の改名 代理人の役職名 代理人を置く営業所の所在地	《建設工事》委任状（建設工事－1）（様式第2－1号） 《設計・調査・測量》委任状（設計・調査・測量）（様式第17－1号） 《その他》委任状（その他－1）（様式第31号）
⑧	代理人を置く営業所の電話・ファクシミリ番号	変更届（様式第14号）のみ
⑨	資本金額（法人）	商業登記簿謄本の写し
⑩	許可（登録）の有無 （登録部門の変更を含む）	〔許可（登録）切れなど〕変更届（様式第14号）のみ 〔許可（登録）取消など〕許可（登録）取消通知書などの写し 〔許可（登録）取得など〕許可（登録）通知書（証明書）などの写し
⑪	許可番号、許可の一般・特定区分《建設工事》	許可通知書（証明書）の写し
⑫	組合役員・組合員	役員名簿・組合員名簿
⑬	経営事項審査結果通知書《建設工事》	新たな、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

- ア 添付書類は、全てA4サイズで提出してください。(A4サイズでないものは、全てA4サイズにコピーしてください。)
- イ 変更届けは、複数の業種で申請している場合は、申請業種ごとに作成してください。
- ウ 変更届は、代表者名で作成してください。

2 参加資格の承継について

相続、合併又は営業譲渡（個人業者の法人化を含む。）により、入札参加資格者から当該営業の一切を継承し、入札参加資格を承継しようとするときは、営業の一切を継承した日から90日以内に、入札参加資格承継申請書（様式第51号）に関係書類を添えて申請してください。

3 参加資格の抹消について

入札参加資格者名簿に登録された者が、次に掲げる事項に該当するときには、その者を入札参加資格者名簿から抹消することがあります。

- ア 入札参加資格審査申請書、変更届、承認申請書又はそれぞれの添付書類に虚偽の記載をしたとき
- イ 変更届を必要とする事項についての届け出を怠ったとき